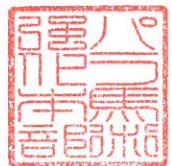


2022年9月30日

2022年10月5日一部加筆

一般社団法人日本障がい者乗馬協会

パラ馬術強化本部



## 2023年パラ馬術 強化指定選手の選考規程

### (目的)

2024年パラリンピックで、チーム・個人として出場し、最高の競技力を発揮する事を目的に、強化指定選手制度を設ける。

強化指定選手には、大会派遣や合宿等の機会を設け、競技力向上への環境支援を行う。

1. 指定対象期間：2023年1月1日～2023年12月31日

2. 指定人数：6名

3. 選考対象

対象者は次の項目を全て満たしている者とする。

- 1) 日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部の方針に従い、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守できる者
- 2) 下記に定める行動指針を遵守できる者
- 3) 日本国籍を有し、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下 JRAD）の団体会員の乗馬クラブに所属し、JRAD 選手個人会員、日本馬術連盟の会員登録を完了している者
- 4) FEI クラシフィケーションが確定している者
- 5) 1年間を通し、競技活動を行える者
- 6) E-mail でのやり取りが可能な者、またはそのサポート体制がある者
- 7) パラ馬術の普及活動に協力できる者

4. 選考基準

- 1) 選考対象を満たす者の中から選考を実施する。
- 2) 選考対象となる競技会は、2022年1月1日から2022年11月30日までに開催のCPEDI3☆・世界馬術選手権大会・第6回全日本パラ馬術大会とする。

- 3) 各選手の 2) のチームテストとインディビジュアルテストの最終得点率を合算し  
その値の一番高いものを各選手の持ち点として、値の高い選手から選考を行う。  
尚、合算できる値は大会毎、馬は同一に限定する。  
*合算した値が 128 未満の成績は対象外とする。*
- 4) 但し、正当な理由（パラ馬術強化本部が承認）無しでの第 6 回全日本パラ馬術  
大会への未出場選手は選考の対象外とする。  
*また、64%未満の成績は対象外とする。*

## 5. 強化指定選手の決定

- 1) 選考基準に満たした者に対し、パラ馬術強化本部にて決定を行う。
- 2) 定員に不足があり、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 10 月 30 日までの CPEDI3☆  
の大会でチームテストとインディビジュアルテストの最終得点率を合算し、その  
値が 128 以上を獲得した者があった場合は、追加で強化指定の決定を行う。  
但し、合算できる値は大会毎、馬は同一に限定する。
- 3) 定員が満たしている場合でも、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 10 月 30 日までの  
CPEDI3☆の大会でチームテストとインディビジュアルテストの最終得点率を  
合算した値が、4 の 3) の最上位者の持ち点を超える成績を強化指定選手以外の  
選手が獲得した場合、追加で強化指定の決定を行う。  
但し、合算できる値は大会毎、馬は同一に限定する。  
尚、その場合は、日本中央競馬会からの強化指定選手への強化費助成制度があった  
場合でも助成対象とならない。  
また、条件をクリアした選手から認定を行う。

## 6. 選考見直し

- 1) 強化指定選手決定後、下記に該当する場合は強化指定を撤回する。
  - ①日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部及び監督の方針に従わず、  
団体行動も含めた礼儀と規律を遵守していないと監督及びパラ馬術強化本部  
長が判断した場合
  - ②行動指針を遵守していないと監督及びパラ馬術強化本部長が判断した場合
  - ③JRAD の信用・信頼を低下させた場合
  - ④怪我や故障等で競技活動の続行が困難な場合
  - ⑤人及び馬のドーピング違反があった場合（ドーピング検査日から適用）
  - ⑥普及活動に非協力的な場合

## 7. 行動指針

- 1) 強化指定選手に求められる行動指針を下記とする。
  - ①パラ馬術強化本部及び監督の方針に従い、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守
  - ②チームワークを重視
  - ③馬術の技術向上に常日頃努める
  - ④他の選手の模範となる
  - ⑤強化合宿等の JRAD 事業に正当な理由がある場合を除き参加
  - ⑥JRAD の信用・信頼を低下させない
  - ⑦ドーピング防止の諸規程、競技諸規程を理解
  - ⑧人馬における重大な事故や環境変化を本部長宛に文書で報告する

## 8. 推薦

- 1) 強化指定選手を日本パラリンピック委員会強化指定選手に推薦する

## 9. その他

- 1) JPC 他助成団体の強化指定選手に推薦を行う為、各助成団体の指定義務を遵守すること
- 2) 強化事業への参加費用は原則個人負担とする。但し、補助が出る場合がある。
- 3) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に基づいて行われていない時、もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行う事ができる。  
選手は日本スポーツ仲介機構（JSAA）に意義申し立てをする権利を有する。  
JRAD は JSAA による仲裁を応諾する。
- 4) 依拠する FEI パラ馬場馬術規程集等が変更になる等、選考の背景となる環境変化が行った場合は、選考規程の見直しを行うことがある。  
また、新型コロナウィルス感染症等の社会的環境変化があった場合も同様とする。

以上